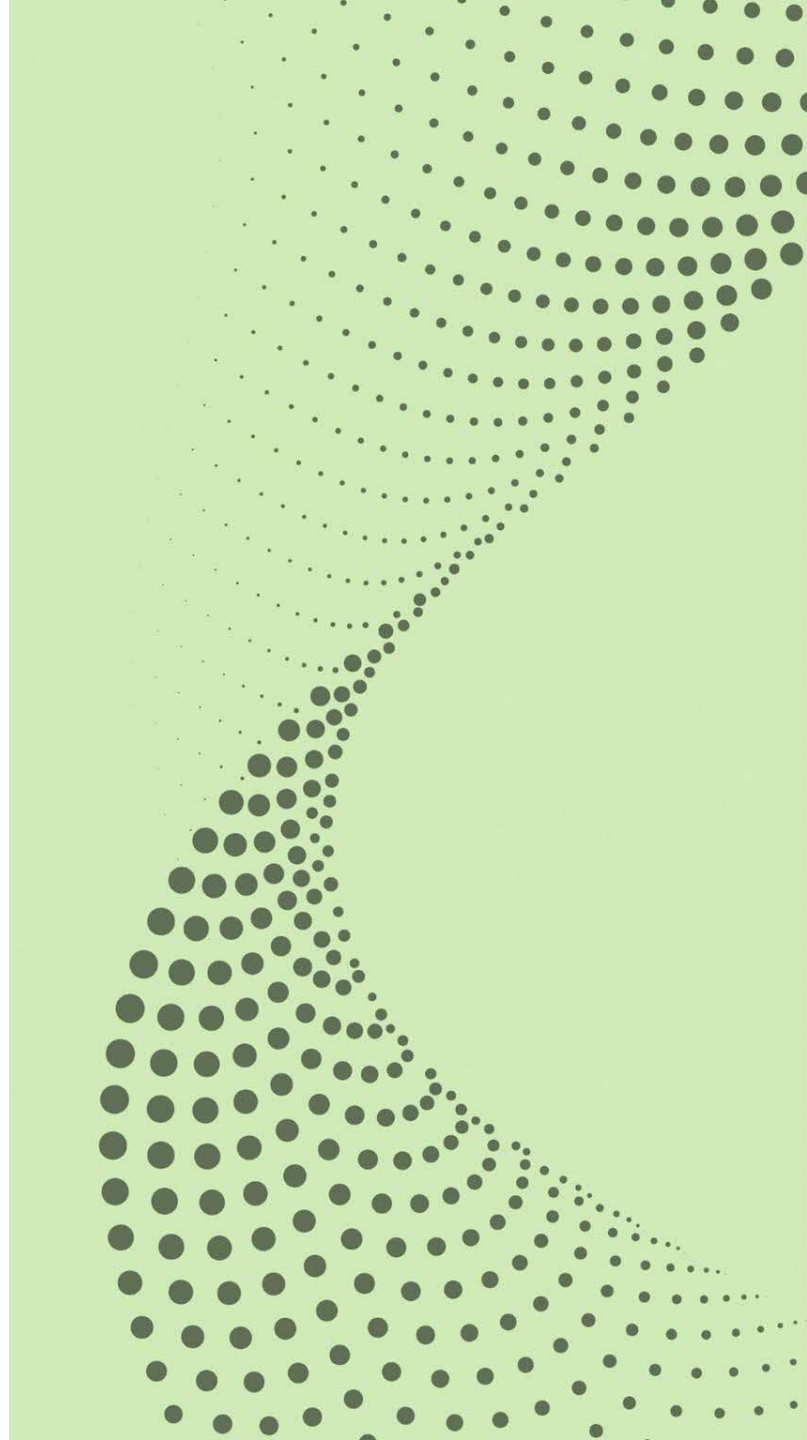


資料 4

第2次枚方市歯科口腔保健計画(案) の概要



第2次歯科口腔保健計画の概要と骨子

- 次期計画の概要と骨子は以下のとおりです。

次期計画の概要と骨子

第2次歯科口腔保健計画の概要

根拠法 (関連法)	歯科口腔保健の推進に関する法律
国計画	第2次歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
計画の 理念	市民一人ひとりが自らの健康について関心を持ち、行動を起こすことができるよう誰一人取り残さない健康づくりを展開するとともに、健やかで心豊かな生活ができる社会環境づくりに取り組み、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるまちの実現をめざします。
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> • 計画期間：2024(R6)年度～2035(R17)年度(12年間) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中間評価：2029(R11)年度 ➢ 最終評価：2035(R17)年度

骨子

第1章 第2次歯科口腔保健計画の基本的事項

- 1.1. 基本理念
- 1.2. 計画の趣旨・位置づけ
- 1.3. 他計画との関連
- 1.4. 計画期間
- 1.5. 計画の策定体制と推進体制

第2章 枚方市の現状

- 2.1. 概況
- 2.2. 人口の動き

第3章 第1次計画の評価と今後の取組の方向性 ▶本紙2頁参照

- 3.1. これまでの取組
- 3.2. 第1次計画の最終評価と方向性

第4章 第2次枚方市歯科口腔保健計画の最終目標・基本方向 ▶本紙3頁参照

- 4.1. 最終目標
- 4.2. 基本方向

第5章 基本方向の具体的な展開（現状・目標・取組） ▶資料6参照

- 5.1. 基本方向1 個人の歯・口腔の健康維持および生涯を通じた歯科口腔保健の達成
- 5.2. 基本方向2 歯科疾患の発症および重症化予防（ライフコースアプローチを踏まえた疾患予防）
 - う蝕/歯周病/歯の喪失/口腔機能の獲得・維持・向上
- 5.3. 基本方向3 配慮を要する人への歯科保健
 - 妊産婦/障害者（児）/要介護者/有病者
- 5.4. 基本方向4 健康づくりを支える環境の整備

「第3章 第1次計画の評価と今後の取組の方向性」に関する概要

- 「第3章 第1次計画の評価と方向性」には、第1次計画における最終評価を踏まえ、第2次計画に引き継ぐべき課題や取組の方向性を記載します。
- 第1次計画期間内の主な取組や目標項目の達成状況に関する考察等も記載を予定しています。

「第3章 第1次計画の評価と今後の取組の方向性」に記載する内容

1 これまでの取組

● 第1次計画の策定・推進の概観

国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえ、本市において、歯科口腔保健計画を策定しており、これまで同計画に基づき、市民の歯科口腔に関する健康づくりを推進してきたことを記載する予定

● 第1次計画期間内の主な取組

第1次計画期間中に新たに開始した施策や活動、より取組を強化した施策や活動について記載する予定

2 第1次計画の最終評価と今後の取組の方向性

● 第1次計画の最終評価

第1次計画最終評価報告書の内容を基に、第1次計画で定めた目標項目の達成状況や改善事項、残る課題等を記載する予定
また、第1次計画の主な取組と目標項目の達成状況等について、考察を記載する予定

● 今後の取組の方向性

第1次計画の最終評価を踏まえ、第2次計画に引き継ぐべき課題や取組の方向性等について記載する予定

第1次計画期間内の主な取組

Sample

● 歯周病検診の受診率向上に向けた取組

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、利用期限までに受診できなかった人に対して、特例受診券を発行して受診機会を保障
- ✓ 厚生労働省が実施する歯周病の行動変容の実証実験に参加し、乳幼児健診で保健センターに来所した保護者に対して歯周病リスク検査を実施
- ✓ 健診の受診勧奨はがきを行動経済学(ナッジ理論)を活用したレイアウトに変更

● 妊産婦歯科健康診査の受診率向上に向けた取組

- ✓ 歯周病検診同様に、特例受診券を発行して、妊産婦歯科健康診査の受診機会を保障
- ✓ 母子健康手帳の別冊や、すくすく子育て手帖を活用した新たな情報発信やポスターを用いた受診勧奨を実施

● 高齢者の歯科健康診査の受診率向上に向けた取組

- ✓ 市歯科医師会の協力のもと、啓発チラシを作成し、歯科医院や保険薬局での掲示や市役所窓口等でのチラシ配布を実施
- ✓ 生活福祉課と連携して、生活保護受給者への個別訪問時に受診勧奨を実施

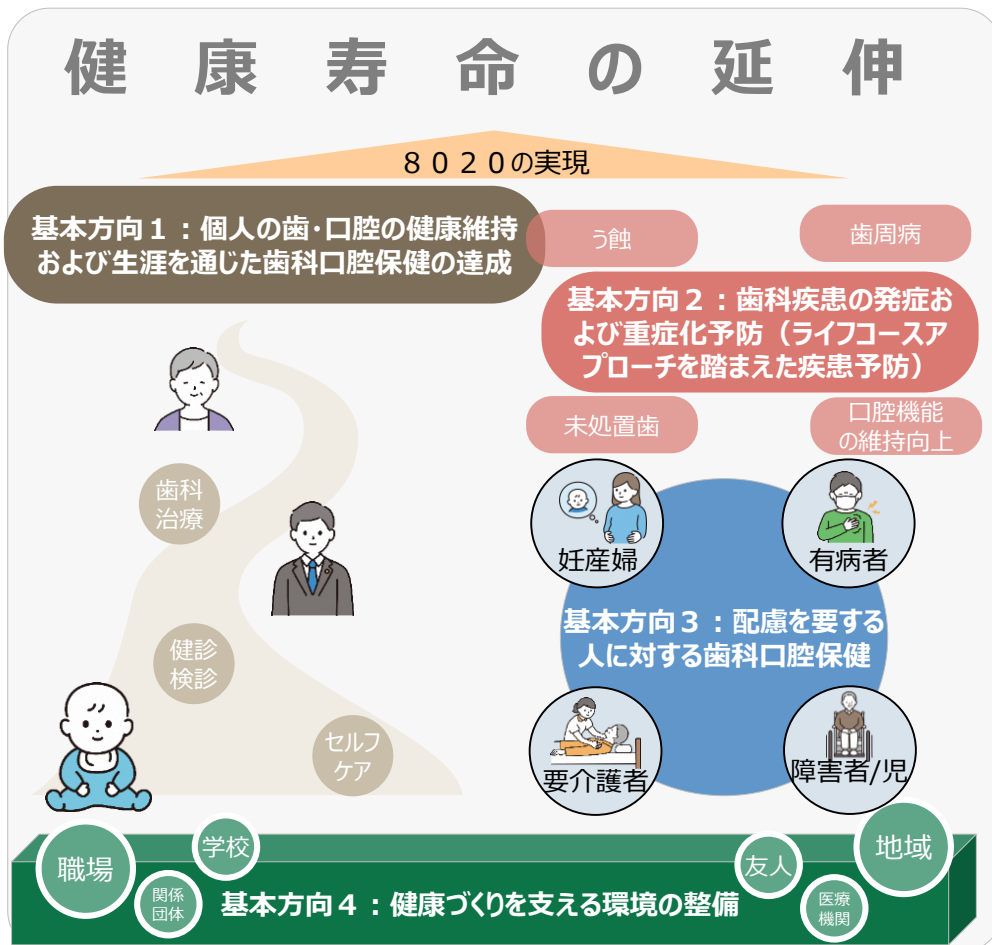
● その他の取組

- ✓ 職域における歯科保健の啓発のため、「ひらかた健康優良企業」に登録している企業において、歯周病リスク検査を用いた健康教育を実施
- ✓ 「かかりつけ歯科医」の啓発のために、乳幼児健診等の様々な場でのチラシの配布や、SNSを活用した啓発を実施

「第4章 第2次枚方市歯科口腔保健計画の最終目標・基本方向」に関する概要

- 第2次歯科口腔保健計画では、“個人の歯・口腔の健康維持および生涯を通じた歯科口腔保健の達成”、“歯科疾患の発症および重症化予防（ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり）”、“配慮を要する人に対する歯科口腔保健”、“健康づくりを支える環境の整備”を基本方向として定め、“8020の実現”、さらには“健康寿命の延伸”を目指します。

基本方向の概要



- 1. 個人の歯・口腔の健康維持および生涯を通じた歯科口腔保健の達成**
8020を実現するためには、高齢者の健康を支えるだけでなく、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチにより歯と口腔の健康づくりの取組を進めます。
- 2. 歯科疾患の発症および重症化予防（ライフコースアプローチを踏まえた疾患予防）**
歯の喪失の主な原因であるう蝕、歯周病等の歯科疾患の発症予防に努めるとともに、未処置歯等に対する治療を促し、重症化予防にも取り組みます。
- 3. 配慮を要する人への歯科口腔保健**
妊産婦や障害者(児)、要介護者など定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対しては、その状況に応じて、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等に資する歯科口腔保健の推進を図ります。
- 4. 健康づくりを支える環境の整備**
誰ひとり取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を推進するためには、社会全体として歯・口腔の健康づくりの支援を行うための環境の整備が必要です。企業や民間団体といった多様な主体が自発的に歯と口腔の健康づくりに取り組む社会環境づくりに努めます。